

令和2年度 第1回川崎市住居表示懇談会 会議録

- 1 開催日時 令和2年11月24日（火）午後2時55分～午後3時55分
- 2 開催場所 川崎市役所第3庁舎11階会議室
- 3 出席者 委員 小田委員、金木委員、田野井委員、名児耶委員、吉田委員
事務局 青山部長、渡辺課長、田中課長補佐、五味職員、萩本職員、平山職員
- 4 議題 (1) 麻生区岡上地区の新町界案・新町名案について（公開）
(2) 土地区画整理事業に伴う住居表示の実施について（公開）
(3) その他（公開）
- 5 傍聴人 なし

6 会議内容（要約方式）

青山部長 【開会あいさつ】

【議題（1）麻生区岡上地区の新町界案・新町名案について、資料1に基づき事務局から説明】

事務局 現時点の検討委員会の案について御意見を頂戴し、12月15日開催予定の検討委員会にて最終確認を行い、各委員の皆様から承認をいただく予定です。承認後は、新町名・町界案を告示し、議会に議案を提出する流れとなります。

なお、菊地委員からは事前に御意見をお伺いしており、「今回住居表示を実施しない市街化調整区域について、住居表示を実施する場合に名称をどうするかという課題は残るものの、今回は6丁目程度であれば問題ないのではないか」という主旨の御意見をいただきました。

小田委員 住民に広報物を配布しているとのことですが、意見募集はいつまで行っているのですか。

事務局 いつまでといった期限はありませんが、広報物は9月に配布し、10月末までに3件の意見が電話にて寄せられています。

吉田委員 地元の検討委員の方が、岡上3丁目と4丁目のところを分けたいという提案をされた小田急線などの線（町界）は現代的ですが、そこで町が分かれているという認識が住民の方にはあるのでしょうか。また、どのように事務局は町界を設置するのですか。

事務局 市から最初に提案した際は、3丁目と4丁目をひとつの丁目としていましたが、それは現在の町の街区数や家屋の数の状況から平均的に問題がないものとして提示しました。しかし、地域の方は、将来的に4丁目のところに住宅が建つ可能性もあり、町

丁ごとの人口に不均衡が生じる可能性があるため分割したいという御意見でした。他に皆様からの御意見等がないようでしたら、この案を検討委員会で最終確認するものとさせていただきます。

【議題（２）土地区画整理事業に伴う住居表示の実施について、資料２に基づき事務局から説明】

- 事務局 一般的に、土地区画整理の換地処分時には新たな地番が振られるかと思いますが、どのような番号の振り方をされるのでしょうか。金木委員にお伺いします。
- 金木委員 法務局から番号をこうしなさいという指定はありません。施行者と事前に打ち合わせを行い調整します。区画整理により新しい町ができれば、基本的には1丁目1番地、2番地といったように綺麗に地番は並びますが、その後土地が分筆された場合には、その区域で使用していない番地を使うため、20番地までを使用していたとすると、1番地の隣に21番地ができたりすることがあります。また、新しい町名を使用する場合には、全国的な調整が必要になるため、町名だけは早めに連絡をいただきたいところです。
- 事務局 土地区画整理をすれば、地番は綺麗に並ぶということですね。それを踏まえますと、一般的に区画整理をすると住所はわかりやすくなるのですが、さらにそこで住居表示を実施することについてのメリットやデメリットを、皆様のお立場から御意見をお聞かせください。
- 名児耶委員 先ほど議題1で出た岡上はとても防犯意識の高い地域で、事件発生件数も少ないところですが、警察としては、いかに早く現場につくかという事を大変重要視しています。例えば県内他都市では、住所が4桁や5桁、何万番台となっている地域があり、さらに地番が順番通りにはなっていないため、過去に現場到着が遅れた事例もあります。地元の意見を聴きながらになると思いますが、警察としては住居表示はやっていただきたいと考えています。なお、事前に確認したところ、住居表示の実施に関して警察の方に苦情等は入っておりません。また、登戸は、道路が狭く、車道と歩道の境界があいまいで危険なところもありましたので、区画整理により安全性が高まることは良いと思います。
- 事務局 区画整理を行った区域では地番がきれいに並びますが、その地域でさらに住居表示を実施することについてはどう思われますか。
- 名児耶委員 例えば岡上でも駐在員が異動になることはありますので、新しく来た人にでもすぐわかることが大切かと思います。区画整理や住居表示の手法は問わず、いかにわかりやすいかという点が重要だと考えます。
- 小田委員 区画整理のメリットのお話が出ましたので、デメリットについても意見を言わせていただきます。登戸は柳田國男の散歩道だったところで、町歩きをすると昔ながらの風景も見られるところでした。登戸駅前にあった北向地蔵も移設され、地元の歴史をどのように残していくかという課題があります。例えば公園の名前に昔の地名を入れたり、写真や絵、バーチャルリアリティーなどを活用することによって、地元の絆が失われないような努力が必要であると思います。

事務局 登戸土地区画整理事業の中で公園に関するワークショップを行い、地元住民の声も入れているようです。

吉田委員 地図上の登戸に囲まれた地区は登戸新町ということですが、地元としては、登戸と登戸新町は別だという意識があるところではないかと推察します。かつての歴史的な経緯を踏まえれば、別の町として、登戸と一緒に住居表示を実施した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 御指摘のとおりかと思えます。さて、登戸に関して御意見をいただいておりますが、区画整理をしたところに、さらに住居表示を実施することはどうかといった点で御意見をいただきたいと考えているところでしたが、登戸について説明を加えさせていただきます。

登戸地区では区画整理だけ実施する場合と、区画整理を実施した地域のみ住居表示を実施する場合、さらに登戸全域で住居表示を実施する場合といったパターンが考えられます。登戸は町内会が12あり、他の地区と比べると比較的多い地域です。区画整理区域内には8つの町会があり、そのうち4つは区画整理区域内と区域外にまたがっています。

菊地委員からは、「町会も多く地元の意見がたくさん出てくる地域なので、区画整理区域のみで住居表示実施となる可能性もある。また区画整理区域は登戸地域の中央付近にあるため1丁目から名前を付けることは難しく、区画整理区域だけ先行して住居表示を実施するとしても登戸の他の区域との調整が必要でしょう」という御意見をいただいています。

吉田委員 住居表示を実施するなら登戸全域ではないのでしょうか。名見耶委員のお話を伺って、地番を使用している場合の不都合はよくわかりますが、住民の方の負担が大きいと思うので強制できるものではありません。

事務局 田野井委員のお立場からはいかがでしょう。

田野井委員 弊社としては番号が重ならなければ問題はありません。ただ、登戸の一部のみが住居表示実施された場合を考えると、1丁目1番1号という住所を、何丁目と書かずに1-1とだけ書かれた場合、同じ番号を使用している方が登戸の他のところにもいることになり、調べるのに時間がかかり配達が遅れてしまうということが懸念されます。住居表示の実施については、地区にお住まいの方の意見と、行政の立場から御判断いただくものと思えます。

金木委員 一点懸念しているのが、所有者の住所変更手続きについてです。不動産の所在地については職権で変更を行いますが、所有者の住所変更については個人でやる必要があることを認識されていない方が多く、区画整理の場合でも「なぜ自分がやらなければいけないのか。市が区画整理したのに市でやってくれないのか」といった意見が寄せられます。法務局としても「市では個人の財産まで管理していないからです」とお答えはしていますが、住居表示に関して住民の方の御意見を聴く機会が今後あるようでしたら、こうしたデメリット・手続きがあることもお伝えいただきたいです。

事務局 当課ではこれまでも住居表示に関する手続きとして住民の方に対して説明しており

ますが、まちづくり局の登戸区画整理事務所にも情報を共有いたします。
それでは、以上で閉会とさせていただきます。次回開催予定は令和3年夏頃を予定
しています。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(以上)